Question

6

後継者以外の相続人対策の注意点

Q. 資産承継において、後継者以外の相続人との関係で留意すべき点は何か? (遺留分他)

要旨 事業承継において自社株や事業用財産等の資産を円滑に後継者へ承継するには、後継者以外の相続人への配慮と対策が欠かせません。後継者が自社株と事業用財産を確実に相続するには、遺言書でその旨を明記しておくことが確実です。

また、現経営者の財産のほとんどが自社株や事業用財産で占められている場合は、遺言書を作成しておくのはもちろん、後継者以外の相続人からの遺留分侵害請求を想定してその対応策を準備しておく必要があります。

解説

1. 遺言書の活用

現経営者の相続人が後継者以外にもいる 場合は、自社株や事業用財産を確実に後継 者へ渡せるよう遺言書を書いておく必要が あります。

遺言の形式には、

- ①公正証書遺言
- ②自筆証書遺言
- ③秘密証書遺言

がありますが、公正証書遺言が確実です。 自筆証書遺言は、厳格な記載要件を満たしていないと、遺言の内容が無効となるリスクがあります。秘密証書遺言は、遺言者が自分で用意した遺言書を2人の証人と同行して公証役場に持ち込み、遺言書の存在を保証してもらえるものです。証人と公証人には遺言の内容は公開されず、遺言書があるという事実だけを確実にするもので、遺言の内容を知られたくない場合に利用されますが、あまり一般的ではありません。

2. 遺留分への対応

遺言書で後継者に自社株と事業用財産を相続させる旨を明記していても、他の相続人へ相続させるその他の財産が少なく、これら他の相続人の遺留分を侵害することになるような場合、以下のような対策が考えられます。

- ①生命保険の活用
- ②遺留分の生前放棄
- ③経営承継円滑化法に基づく民法特例の 活用
- ④養子縁組
- ⑤種類株式の活用







Ι

遺言書の活用と遺留分対策で円滑な 資産継承

くご提案のポイント>

- ・後継者以外の相続人がいる場合は、自社株と事業用財産を確実に後継者へ承継させるために、公正証書による遺言書を作成すべきでしょう。
- ・後継者以外の相続人にも、できる限り財産を相続できるよう配慮し、遺留分侵害額 請求を極力回避する内容の遺言を行いましょう。

1. 公正証書による遺言書の作成

後継者への資産承継を円滑に行うためには、相続人間に争いがなくとも、遺産分割協議 はなるべく避けるべきです。あらかじめ遺言によって自社株や事業用財産が確実に後継者 に相続されるようにしておくことが大切です。

自筆証書遺言は、記載要件を満たしていない場合、遺言の内容が無効となるので、公正 証書による遺言を作成することが望ましいでしょう。

一度遺言書を作成してから後日遺言書を書き直すことも可能ですが、その後遺言者が認知症になって判断力が低下した場合は、遺言書の書き直しもできなくなってしまいますので、遺言の内容に関しては十分吟味した上で決定する必要があります。

2. 遺留分対策

後継者以外に相続人がいる場合は、他の相続人の遺留分を侵害しないよう、自社株や事業用財産以外の金融資産や非事業用の財産をこれらの相続人に優先的に配分されるような内容の遺言をしておきます。遺留分侵害の問題の解決が難しい場合は、以下のような対策を検討してはいかがでしょうか。

生命保険の活用	相続時の保険金受取人を後継者とし、受取保険金を原資に他の相続人への代償財産として支払うことができます。生命保険金は遺産分割の対象とはならず、かつ、遺留分の金額算定上の基礎財産にも算入されません。
遺留分の生前放棄	被後継者の生前に、早めに後継者以外の相続人に現預金等の財産を贈 与する代わりに遺留分の放棄に応じてもらいます。
民法特例の活用	経営承継円滑化法の民法特例を活用すると、推定相続人全員の合意の上で、後継者に贈与された自社株について遺留分算定基礎財産から除外(除外合意)または、遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)をすることができます。
養子縁組	養子縁組によって法定相続人の数を増やすことで、相続人の遺留分を 減少させることが可能です。
種類株式の活用	自社株の一部を議決権のない種類株式に転換し、これを後継者以外の 相続人に配分することも考えられます。





